

社会教育における人権教育編

実 践 事 例

(1) 公民館

西武公民館

藤沢公民館

黒須公民館

金子公民館

宮寺公民館

藤沢小学校 P T A

東町小学校 P T A

(2) P T A

令和6年度 公民館『人権教育推進事業』(人権啓発講座)

はじめに

令和2年度から社会教育課と公民館の共催により、人権啓発講座を実施しています。この人権啓発講座は、人権問題について正しい理解と認識を深め、生涯学習の視点から、「誰でも、いつでも、どこでも」人権について学ぶことを通して、人権感覚を培い、誰もが互いに尊重し合えるような共生共存の社会の実現を目指すことを目的としています。

今年度は、「災害時における人権問題への配慮」を西武地区センター、「犯罪被害者支援とは何か」を藤沢地区センター、「暮らしの中の人権」を黒須地区センター、「『ふつう』ってなんだろう?」を金子地区センター、「ケアラーって何?」を宮寺・二本木地区センターがそれぞれ担当しました。

【講座一覧】

期 日	講 座 名	会 場	講 師	学 習 方 法
1 9月11日 (水)	災害時における人権問題への配慮	西武公民館	看護師・災害看護学会会員・まちの先生 米川 好子 氏	講話
2 9月26日 (木)	犯罪被害者支援とは何か ～犯罪被害者の置かれている現状の深刻さについて考える～	藤沢公民館	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター 犯罪被害相談員 小松原 佑佳梨 氏 清水 はるみ 氏	講話
3 11月20日 (水)	暮らしの中の人権	黒須公民館	埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課 人権・同和問題啓発講師 持田 倫武 氏	講話
4 12月4日 (水)	「ふつう」ってなんだろう? ～性的マイナリティから考える人権～	金子公民館	前入間市議会議員 細田 智也 氏	講話
5 12月11日 (水)	ケアラーって何?	宮寺公民館	株式会社クリア代表取締役 東京福祉専門学校講師 まちの先生 吉田 澄枝 氏	講話

第1回講座 「災害と人権」 [参加人数 12名] 担当 西武地区センター
◇日時 9月11日(水) 午後2時00分～4時00分
◇会場 西武公民館 2階 大会議室
◇演題 「災害時における人権問題への配慮」
◇講師 看護師、災害看護学会会員、まちの先生 米川 好子 氏

【目的】

- ・人権問題について正しい理解と認識を深めること、また、災害時における人権について学ぶことを通して、人権感覚を培い、誰もが互いに尊重し合えるような共生共存の社会の実現を目指す。

【主な学習内容】

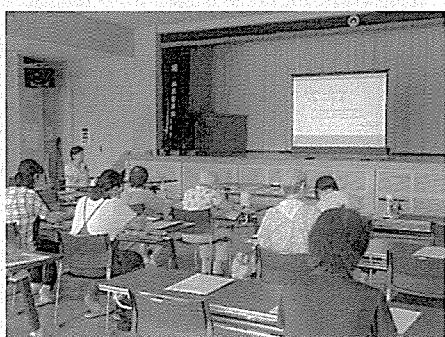
- ・1 人権について、2 災害について、3 避難生活における配慮すべき問題について、4 過去の災害における人権侵害事例について、5 被災者が抱えるストレスというテーマで、講師がパワーポイントを使い実例を交えて説明をした。
- ・資料として、A4版資料配布。また、アンケートへの協力をお願いした。

【感想】

- ・災害はいつ起こるか分からないので、日常から備えることはもちろん、いろいろなことを考えるいい機会になりました。家族や地域の人とも話し合いたいと思いました。
- ・日頃から災害発生時にはどうすべきか家族で話し合い、備えや準備が必要だと思いました。今後、避難生活をするときがあれば、お互いに「思いやり」や「優しい声かけ」を思い出して、ストレスを軽減できるような心がけが大切であると思いました。

【学んだこと】

- ・災害はいつ起きるか分からないので、自分自身の身を守ることはもちろん、困っている人の状況を周りの人が把握し助け合えば、より多くの人の命を守ることにもつながることを学びました。



第2回講座「犯罪被害者支援の現状」〔参加人数14名〕担当 藤沢地区センター

◇日時 9月26日（木）午後2時00分～3時30分

◇会場 藤沢公民館 2階 洋室D

◇演題 「犯罪被害者支援とは何か」～犯罪被害者の置かれている現状の深刻さについて考える～

◇講師 公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター

犯罪被害相談員 小松原 佑佳梨 氏、 清水 はるみ 氏

【目的】

- ・人権問題について正しい理解と認識を深め、生涯教育の視点から、『誰でも、いつでも、どこでも』人権について学ぶことを通して、人権感覚を培い、誰もが互いに尊重し合えるような共生共存の社会の実現を目指す。

【主な学習内容】

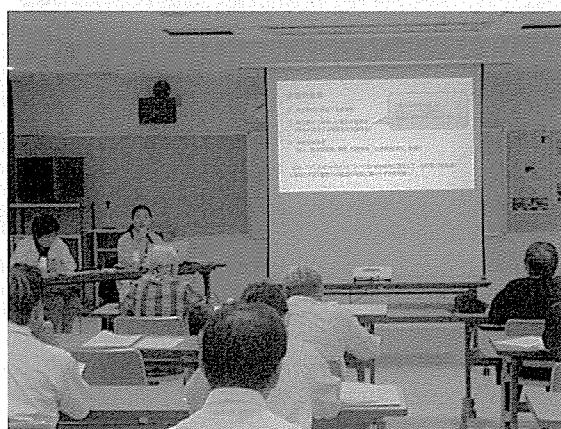
- ・1 埼玉犯罪被害者援助センターの活動や支援について、2 犯罪被害に遭った場合に生じる変化や問題について、3 二次被害について、4 それぞれの立場でできることというテーマで、講師がパワーポイントを使い実例を交えて説明をした。
- ・その後、質疑応答を行った。
- ・資料として、パンフレットとチラシ配布。アンケートへの協力をお願いした。

【感想】

- ・自分ができることを提案し、寄り添いながら、被害者を傷つけないような配慮が必要になると感じた。支え方や対応の仕方など今後の参考にしていきたい。
- ・あまり接することのないテーマだったが、二次被害についてのロールプレイがとても分かりやすかった。相談員の日頃の活動に感謝します。
- ・被害者を無くすために、犯罪防止が大切です。加害者にも被害者にもならないために、家族と話し合いをしたいです。人権を尊重する生活を心掛けていきたいです。

【学んだこと】

- ・相談員の話を聞いて、犯罪被害者の状況をよく理解すること。また、犯罪被害者への正しい対応方法を身に着けておくことが大切であると学びました。



第3回講座「同和問題」〔参加人数16名〕 担当 黒須地区センター

◇日時 11月20日(水) 午後2時00分～3時30分

◇会場 黒須公民館 2階 大会議室

◇演題 暮らしの中の人権

◇講師 埼玉県人権・男女共同参画課

人権・同和問題講師 持田 優武 氏

【目的】

- ・人権、同和問題について正しく学ぶことで、市民一人一人が正しい理解と認識を深めるとともに、家庭や地域で誰もが幸せに暮らせよう人権感覚を養うことを目的とする。

【主な学習内容】

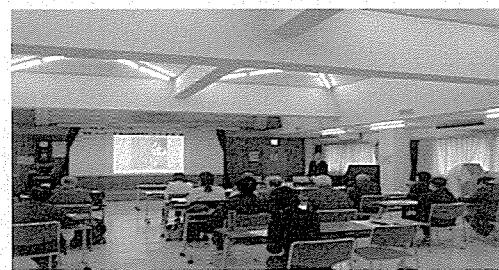
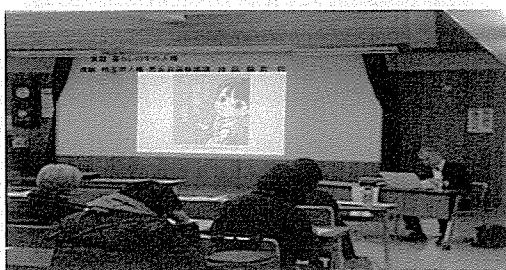
- ・人権問題について、様々な課題を幅広く説明されたが、特に「子どもの人権」「同和問題」「インターネットによる人権侵害」について講師がパワーポイントを使い実例を交えて詳しく説明した。
- ・資料として人権課題についてまとめた資料を配布した。

【感想】

- ・同和問題に限定せず、他の人権問題全体の中での「同和問題」を取り上げていたので理解しやすかった。
- ・子どもたちにインターネットの人権侵害について、「ネットに書き込みしたくなったら、ひとまず家の玄関に書いて貼ってみろ」と伝えたいと思いました。
- ・とても聞きやすかったです。自分でわかっていたようで、整理された言葉で伺うと、改めて自分・家族・友人・他の人々を思いやる気持ちが持てました。

【学んだこと】

- ・インターネットの普及が著しい現代社会では、「人権」「同和問題」は専門家や担当部署だけが理解するのではだめで、正しい理解が一層重要になっていることを学んだ。
- ・すべての人が、正しい理解をした上で、行動にまで結びつけていく必要があることを学んだ。



第4回講座「性的マイノリティ」〔参加人数20名〕担当 金子地区センター
◇日時 12月4日（水）午前10時00分～11時30分
◇会場 金子公民館 1階 大会議室
◇演題 「ふつう」ってなんだろう？～性的マイノリティから考える人権～
◇講師 前入間市議会議員 細田 智也 氏

【目的】

- ・性の多様性について正しい理解と認識を深め、誰もが互いを尊重し合えるような共生社会の実現を目的とする。

【主な学習内容】

- ・1 「らしさ」って？、2 「性」ってなあに？、3 L G B T Qとは、4 セクシャルマイノリティの存在、5 経験談 というテーマに沿って、講師がパワーポイントを用い説明した。
- ・資料としてパワーポイントの印刷物を配布し、アンケートへの協力をお願いした。

【感想】

- ・差別的な意味合いを含む言葉のあり方が人の数だけあると感じた。
- ・たくさんの個性をそれぞれの人たちが尊重し合える世の中になつていけば嬉しい。
- ・マイノリティ、生きづらさを感じている人たちが生きやすい世の中に近づいてほしい。
- ・社会や周りから普通か、普通じゃないと分けられてしまうとつらいと感じた。

【学んだこと】

- ・L G B T Qについて詳しく学ぶことができた。
- ・性同一性障害に関する日本の法制度の現状について学ぶことができた。



第5回講座 「ケアラー」 [参加人数 11名] 担当 宮寺・二本木地区センター

◇日時 12月11日(水) 午後2時00分~3時30分

◇会場 宮寺公民館 1階 大会議室

◇演題 「ケアラーって何?」

◇講師 株式会社クリアソ 代表取締役 吉田 澄枝 氏

【目的】

- ・ケアラーについて正しく学ぶことで、地域全体で正しい理解と認識を深めるとともに、孤立しないような支援を継続し、幸せに暮らせるよう人権感覚を養う。

【主な学習内容】

- ・「ケアラーって何?」というテーマで、ケアラーやヤングケアラーに共通する問題である「社会的な孤立」、「金銭的な問題」についての解説とケアラーの年齢、悩み、必要と考える支援等の詳細等を講師がパワーポイントを使い実例を交えて説明した。

【感想】

- ・日本は高齢化社会になっていることから、ケアラーについても同様で60代の子どもが80代、90代の親の面倒を見ている現実がある。「老々介護」になっている。
- ・ケアラー、ヤングケアラーが抱える問題として、相談先がない、社会的つながりが薄れてしまうことから、健康や精神面にも影響してしまうケースもあり、地域全体での支援が重要だと感じた。

【学んだこと】

- ・国内の介護者の約7割は家族が担っており、ケアラー、ヤングケアラーは、身近に介護等を必要とする方がいるため定職に就くことができずに社会的なつながりが絶たれてしまい、相談する手段を見つけられず精神的に追い込まれてしまう。
- ・精神的に追い込まれることを防ぐためには、「気づく」が大事であり、地域や隣近所に「気づく目」を持つことが重要である。
- ・地域で切れ目のない支援や相談窓口の拡充等、継続したケアラーへのサポート体制を築くことが大事である。



おわりに

令和6年度の人権啓発講座は、西武公民館、藤沢公民館、黒須公民館、金子公民館、宮寺公民館を会場として、9月から12月にかけて開催しました。

第1回講座「災害時における人権問題への配慮」では、被災した後の生活の変化と避難生活の具体的な様子を知りました。そして、避難生活の中で起こった人権侵害の例からどのように配慮しなければならないかを教えていただきました。被災者が抱えるストレスを理解したうえで、災害と人権擁護の視点を持って活動することの大切さを学びました。

第2回講座「犯罪被害者支援とは何か～犯罪被害者の置かれている現状の深刻さについて考える～」では、犯罪被害に遭うとどうなるのかを具体的な事例をもとに説明していただきました。その後の二次被害については、ロールプレイから心無い態度や言葉が傷ついていることに気づかされました。そして、身近な人が被害にあったら何ができるのかを学びました。

第3回講座「暮らしの中の人権」では、県民意識調査の結果をもとに「子供」「同和問題」「インターネット」「性的マイノリティ」の人権課題について説明していただきました。特に同和問題については、歴史からこれまでの国の取組と現状までていねいに教えていただきました。人権尊重社会の実現のために、「理解」から「行動」へ変容することの大切さを学びました。

第4回講座「『ふつう』ってなんだろう？～性的マイノリティから考える人権～」では、「ふつう」や「当たり前」と考えられていることがすべての人に正しいのではないということから、LGBTQやセクシャルマイノリティについて、ていねいに説明していただきました。ご自身の経験談から気持ちや思い、現状を知ることで「性的マイノリティ」の人権についての知識を深めることができました。

第5回講座「ケアラーって何？」では、ケアラー及びヤングケアラーとは何かを具体的に教えていただきました。そして、どのように支援していくべきなのか、相談先も含めて対応の仕方を学びました。

今年度学習したことをもとに、今後も公民館では、人権を尊重しようとする意識や態度を養い、人権感覚を高め、地域で支え合うことに繋がる様々な活動に積極的に取り組んでいきたいと思います。

最後に、ご指導いただきました各講座の講師の皆さん、講座開催にあたり、ご協力いただきました地域住民の皆さん、公民館利用者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

生きるための教育「性教育なしに人権は語れない」

はじめに

藤沢小学校では今年度、人権教育と性教育は切り離すことができないという趣旨のもと人権教育を計画実施しました。なぜならば、性教育は単に身体や性的健康について学ぶだけではなく、人権の大切さを学ぶ重要な機会でもあることに保護者である大人に気付いてもらう機会を作りたかったからです。

性に関する知識や自分の体に対する理解を深めることは、自己決定権を尊重する意識を育てることにもつながります。自分の体を守る権利、他人の体を尊重すること、そして差別や暴力から解放される権利を理解することは、すべて人権の基本的な要素になり、身体的な健康だけでなく、精神的な健康にも関わるため、自己肯定感や自尊心を高める手助けとなります。

自分の性に対する理解が深まることで、他者の違いを受け入れる姿勢が生まれ、より寛容で平和的な社会が築かれることを期待し知識の習得にとどまらず、私たちが生活する上で実践できる人が増えるよう、リアルタイム参加が難しい保護者への配慮など工夫をしながら講座開催に取り組みました。

学習計画

回	実施日	主催	講座名	講師	形式
1	12月4日	講座 参加	金子公民館人権啓発講座 「ふつう」ってなんだろう? ～性的マイノリティから考える人権～	前入間市議会議員 細田 智也 氏	講話
2	2月1日	本校 PTA	「家庭で始める性教育～命と心を大切にするために～」	NPO 法人 HIKIDASHI 大石 真那 氏	講演

第1回講座 12月4日(水)

参加者：3名

演題 「ふつう」ってなんだろう？～性的マイノリティから考える人権～

講師 前入間市議会議員 細田 智也 氏

【目的】

- セクシャルマイノリティについて学ぶ

【主な学習内容】

- 「らしさ」の押し付け
- 「性とは」
- LGBTQのそれぞれの定義
- 社会的な制度



【感想】

性の多様性が人権問題に関わるという認識が薄く、講話を通して改めて理解できた。具体的に悩んでいる人の関わり方、相手に寄り添う、正しい知識を持つ、軽率な発言を発する前に想像力を働かせることが重要であるということ、これは性的マイノリティだけでなく、生きづらさを感じている少数派と言われる人々にも大きく関係することだと感じた。性自認、性指向の枠にとらわれずに「ひとりの人間として」相手を理解するため、年齢にあった学びを取り入れていってほしい。「当たり前」「ふつう」を強制せず、自分らしい表現で誇りを持って自分の望むように生きる権利を改めて考えていきたいと思った。

【学んだこと】

- 性的マイノリティの生きづらさや周りの理解やサポートをどのようにすべきか、について学びました。少数派のために寄り添う社会を目指し、どんな人も守られるべき、大事にする意識を持つ。
- 細田さんの幼少期からの体験談とともに、現在の性的マイノリティの状況もお話しされ、当事者から話を聞ける貴重な時間でした。
- すべての人が自分の性について自分らしい表現で誇りを持ち、自分の望むように生きる権利を保証するには、私たち大人の認識を変えていくことが必要である。

第2回講座 2月1日（土）

参加者：30名

演題 「家庭で始める性教育～命と心を大切にするために～」

講師 NPO 法人 HIKIDASHI 大石 真那 氏

【目的】

～すべてはこれからを生きる子どもたちと育てる親のために～

- ・学校の限られた時間の性教育授業では知識不足になる傾向があり、またインターネットの偏った情報は正しい知識が身に付かないことを保護者が認識する。
- ・発達段階に応じた家庭での性教育の方法を学ぶことで、家庭でも保護者による性教育のフォローが可能であることを学ぶ。
- ・「性」を大事にすることで自分自身に対する捉え方も変わり、家族間コミュニケーションを改善する。

【主な学習内容】

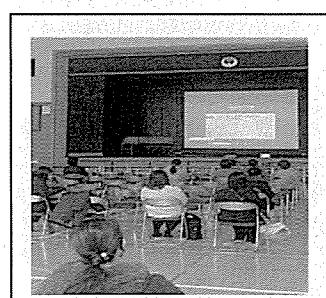
- ・日本の性教育の現状と世界基準
- ・なぜ家庭で性教育するのがオススメなのか
- ・今日からできること、家庭での性教育のポイント
- ・第二次性徴について、月経やHPVワクチンなどの最新情報

【感想】

- ・現代の性教育を学べる機会があってとても良かった。家庭でできることができることがわかったので、子どもたちとコミュニケーションを取りながら実践していきたい。
- ・最近芸能人の性暴力の件でTVを中心に報道されていたので、もしも自分の子どもが加害者、被害者になったら、と考えると怖くてたまりませんでした。小さいうちから親子のコミュニケーションでそれも防止できると知ることができて良かったです。YouTubeで期間限定公開されるので、再度自宅でも復習したいと思います。

【学んだこと】

- ・親も子どもたちも、「NO」という当たり前の権利」があることを知り、行使していくことは人権を尊重していく社会を創造することに繋がっていくと学びました。
- ・「NO」に対して「わたし」に対してではなく「行為」に対しての意思であるという前提の認識が必要である。



東町小学校 P T A 教養部

人権について一緒に考えてみよう

【自分を大切に、周りの人も大切に】

はじめに

東町小学校は学校教育目標である、「自ら学ぶ子 心豊かな子 たくましい子」を軸に、元気にあいさつができる児童、安心して通える学校づくり、「子どもも おとなも げんきいっぱい 東町小」を目指し、学校生活を送っています。

今年度、人権教育推進事業の指定 P T A として、「人権の基本は命の尊さ」について、改めて考える機会になるよう、「人権について一緒に考えてみよう」をテーマに、在宅型家庭教育学級や校長先生の講話を拝聴し、忙しく子育てをしている中でも、家族を大切に感じてもらえる取り組みをし、子どもたち一人一人の人権を大切にしていくことを再確認していくような講座を開催しました。

学習計画

回	実施日	主催	講座名	講師	形式
1	6月1日 ～6月14日	本校 P T A	ふれあいハグ週間		在宅型
2	9月14日	本校 P T A	子どもの人権について	東町小学校校長 野口 正孝先生	講話
3	9月26日	講座 参加	藤沢公民館人権啓発講座 犯罪被害者支援とは何か ～犯罪被害者の置かれている現状の深刻さについて考える～	公益社団法人 埼玉犯罪被害者 援助センター 犯罪被害相談員 小松原 佑佳梨氏 清水 はるみ氏	講話

第1回講座 6月1日（土）～6月14日（金）の都合の良い1週間

参加者：145名（1, 2年生）

講座名：ふれあいハグ週間

【目的】

- ・親子の触れ合いを増やし、家族の大切さを感じてほしいという願い。

【主な学習内容】

- ・各家庭で都合が良い1週間を決めてもらい、毎日1回ハグをしてもらう。
- ・肩組み、ハイタッチ、握手などハグでなくてもよい。
- ・「いってきます」「がんばったね」「ありがとう」「おやすみ」「すきだよ」のやりとりでもだいじょうぶ。
- ・親子でどんどんふれあおう。
- ・実践カードを配布し、実施日の記入、感想を絵や文で書いてもらう。
- ・後日回収し、集計結果と教養部の中で良いと思った感想を選出し、リーバーでお礼と共に報告をした。

【感想】1年生 提出率：84.9%

〔児童〕

- ・ママとできてたのしかった。お兄ちゃんともやりました。
- ・ママとはぐしてこころがぽわんとした。
- ・がっこうには、こうゆうふうなしゅうかんがあるんだなとおもいました。あいじょうがかんじられました。
- ・たのしかった。

〔保護者〕

- ・ハグする前はちょっと恥ずかしがったりしていましたが毎日ハグ、「大好きだよ」とすると、とってもうれしそうにしていました。普段なかなかしてあげられないなあと気づいたので、これを機会に、これからも意識して、してあげたいと思います。
- ・あらたまってハグすると恥ずかしかったですが、良い週間になりました。これからも触れ合いを大切にしていきたいと思います。
- ・毎日学校から帰宅した時と寝る前はハグして「大好きだよ」「生まれててくれてありがとう」と伝えています。とても素敵なハグ週間、ありがとうございます。
- ・毎日毎日学校がんばってきてえらいぞ！とハグ。「今日はこんなことがあったよ！」と、甘えながらたくさん話してくれたハグ週間でした。忙しくても大切にしたい時間だと再認識しました。

【感想】 2年生 提出率: 76.3%

〔児童〕

- ・だっこされてすこしはすかしかったけれど、たのしかったです。
- ・いつもやってるからうれしい。
- ・ままがいそがしいから「ぎゅー」をできないけど、このしゅくだいがでたらすごくしたくなりました。これからもみたいです。
- ・とてもよいいちにちをすごせたし、おこられなくなったのでとてもいい7日間でした。
- ・まだいすき。

〔保護者〕

- ・スキンシップは心の交流だとおもっています。こうしてハグをしたり、手をつないで歩けるのもあと少しでしょう…。こういった時間を大切に幸せを噛み締めていきたいと思います。このような機会を設けていただきありがとうございました。
- ・毎日よくハグしていますが、大きくなるにつれて減っていってしまうので、今を大切にしていきたいと思いました。
- ・大きくなってあまり「ぎゅー」をすることが少なくなっていたので、久しぶりに〇〇(お子さまの名前)と「ぎゅー」できてうれしかったです。これからも、たまにはしようね。
- ・ハグをすると心があったかい気持ちになりました。子どもも安心しているのが伝わってきます。これからも取り入れていこうと思います。
- ・毎晩、ハグしてから寝ているので、特別な感じはしませんでしたが、そのうち少しづつ親から離れていくと思うので、今のうちにベタベタしておこうと改めて思いました。

【学んだこと】

- ・スキンシップを通して親子関係が良好になっていると感じたこと。
- ・普段からハグを毎日行っている家庭が多くみられたこと。
- ・本年度はじめて在宅型を試みたが、実際に講座を行うよりも、負担を少なく感じた。

第2回講座 9月14日（土）
演題 「子どもの人権について」
講師 東町小学校校長 野口 正孝先生

参加者：24名

【目的】

- ・子どもの人権について、身近な話から具体的な例を挙げて参加した保護者と一緒に考える。

【主な学習内容】

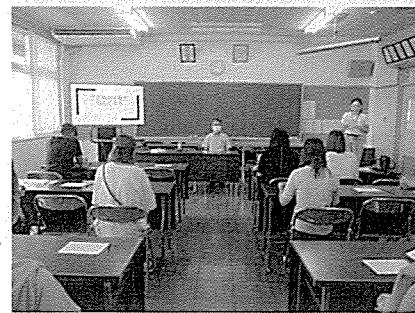
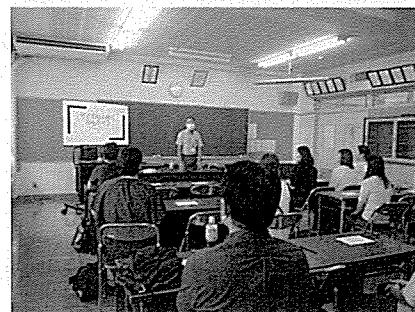
- ・日本の報道機関への疑問
- ・会社を重視し人権を軽視している点
- ・日本人権意識の低さ
- ・子どもの人権(若者の自死、児童虐待、子どもの貧困、いじめ・不登校、大人からの暴力)
- ・教育をうける権利(コロナによる全国一斉休校によりその権利が奪われた事例)
- ・教師は子どもの人権を守っているか

【感想】

- ・自分の中でも子どもの人権について知識が無い中、子育て中である息子の人権について考えを巡らせる良い機会になりました。特にコロナ禍の時に、もっと丁寧に時間と余裕をもって子どもたちの気持ちに寄り添った方が良かったとの校長先生のお話が心に残りました。どの子に対しても人として接する大切さを感じました。とても心に残る学び多き講話でした。

【学んだこと】

- ・命=人権であること
- ・子どもの人権をいま一度考えなければならないこと
- ・国もこども基本法ができ動き始めたこと
- ・私たち保護者がわが子や、周りにいる子にできる事
 - ①子どもの話に耳を傾けること
 - ②子どもと大人と話すように話をし、共に考えること
 - ③周りの子どもの心配事は行政に相談すること



第3回講座 9月26日（木）

参加者：1名

演題 「犯罪被害者支援とは何か」

～犯罪被害者の置かれている現状の深刻さについて考える～

講師 公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター

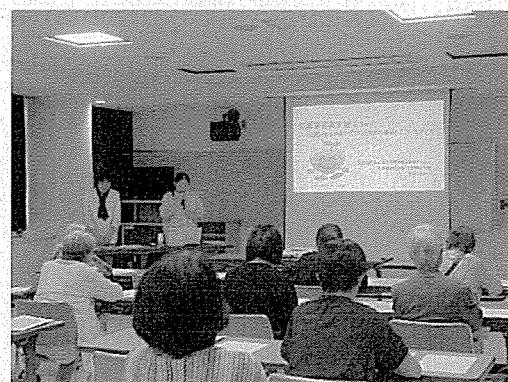
犯罪被害相談員 小松原 佑佳梨 氏 清水 はるみ 氏

【目的】

- ・犯罪被害者支援とは何か、犯罪被害者の置かれている現状の深刻さについて考える。

【主な学習内容】

- ・犯罪被害者援助センターについて
- ・犯罪被害に遭うとどうなるのか？
(被害後の変化・抱える困難について)
- ・二次被害について
- ・それぞれの立場でできること



【感想】

- ・印象に残っていることは、緑の用紙を参加者に配布し、人の心を緑の用紙に例え、用紙を握りつぶした力→受けた被害、用紙をそっと開く→周りのサポート、用紙に残ったしわ→事件や事故にあった心の傷 を具体的に表していたところ。
- ・今後自分が被害者になった場合やサポートする時に役立つお話でした。
- ・現状、裁判になるとどのくらいの被害者が賠償金に対し、泣き寝入りになっているかとの質問に、相談員の主觀ではあるが、約7割と深刻な現状であることにショックを覚えた。
- ・相談員の方が、女性の方しかいないので、男性の相談員を増やした方が良いのはとの意見があり、時代の流れによって男性相談員の必要性として今後の課題であると話しておられたので、男性相談員の誕生が望ましい。

【学んだこと】

- ・普段の生活ではあまり聞くことがない犯罪被害者の現状。
- ・突然前触れもなく、誰にでも起こりえるこの問題に対して、いかにして一歩を踏み出し前に進むこと。
- ・被害者に対して周りは寄り添って話を聞き、肯定すること。
- ・自分事として考え、実践していくことが大切。
- ・支える側も一人で抱え込まないこと。